

水道事業広域化の先進事例

※ 平成30年3月総務省自治財政局公営企業経営室資料 「広域化の取組状況等について」 から抜粋

広域化の類型と先進事例

類型		最近の事例
広域化等		
事業統合	水平統合	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県東部の3市5町が群馬県東部水道企業団を設立した。(検討期間H21.4～H28.3) 香川県及び小豆地区広域行政事務組合が行う用水供給事業と市町が行う末端給水事業を事業統合し、企業団を設立。H30.4から事業開始予定。(検討期間H20.12～H30.3)
	既存の一部事務組合等を活用した水平統合	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県の1市4町でちちぶ定住自立圏形成協定を活用し、秩父広域市町村圏組合の1事業として水道事業を開始した。(検討期間H21.9～H28.3)
	区域外給水をきっかけとした水平統合	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市が、行政区域外への給水(分水)をきっかけとして、水巻町と事業統合。
	垂直統合	<ul style="list-style-type: none"> 用水供給を行う岩手中部広域水道企業団と末端給水を行う2市1町が統合し、岩手中部水道企業団を設立。 香川県及び小豆地区広域行政事務組合が行う用水供給事業と市町が行う末端給水事業を事業統合し、企業団を設立。H30.4から事業開始予定。(検討期間H20.12～H30.3)【再掲】 奈良県が行う用水供給事業と上水道事業を実施している28市町村の末端給水事業を垂直統合することを検討。 北九州市が、宗像地区事務組合・古賀市・新宮町に用水供給。 末端給水を行う千葉県県営水道が、用水供給を行う九十九里地域水道企業団と南房総広域水道企業団を統合し、県が用水供給を担うことを検討。
施設の共同化	浄水場等の共同設置	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県荒尾市と福岡県大牟田市が共同で浄水場を建設。 福岡県久留米市と大木町が共同で配水場を整備。
施設管理の共同化	事務の代替執行	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市が宗像地区事務組合より業務を包括的に受託。
	維持管理の受け皿組織	<ul style="list-style-type: none"> 広島県と民間企業が共同出資して「(株)水みらい広島」を設立し、同社を県営水道事業の指定管理者として管理運営を行うとともに、市町水道事業の施設の管理業務等を実施。
	保守点検業務の共同化	<ul style="list-style-type: none"> 北奥羽地区水道協議会で保守点検業務を一括して外部委託を検討。
管理の一体化	事務の代替執行	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市が宗像地区事務組合より業務を包括的に受託。【再掲】 長野県が天龍村の簡易水道事業の設計積算・工事管理等の事務を代替して執行。
	システムの共同化	<ul style="list-style-type: none"> 北奥羽地区水道協議会で八戸圏域水道企業団の料金・会計・管路情報等のシステムを共用。 高知県の3市町の水道料金システムを共同構築。
	シェアードサービス	<ul style="list-style-type: none"> 茨城県のかすみがうら市と阿見町が上下水道料金等収納義務の広域共同委託発注。
	水質データ検査・管理	<ul style="list-style-type: none"> 北奥羽地区水道協議会で水質データ管理を八戸圏域水道企業団に集約化。 奈良広域水質検査センター組合で水質検査基準項目等の検査を実施。

広域化のパターン・類型別の先進事例

パターン	事業統合	施設の共同設置	施設管理の共同化	管理の一体化
① 水源・水系が共通	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県双葉地方水道企業団 ・群馬東部水道企業団 <p>※②の多くも①に含まれる。</p>	<p>(浄水場の共同設置(利用))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青森県十和田市、秋田県小坂町 ・山口県周南市、光市 ・熊本県荒尾市、福岡県大牟田市 <p>(配水池の共同設置(利用))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青森県十和田市、秋田県小坂町 ・岐阜県、多治見市、可児市 ・福岡県久留米市、大木町 ・福岡地区水道企業団他 	<p>(配水池の共同管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道石狩東部水道企業団他 	
② 用水供給事業者と 末端給水事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・中空知広域水道企業団 ・岩手中部水道企業団 ・栃木県芳賀中部上水道企業団 ・千葉県 ・大阪広域水道企業団 ・兵庫県淡路広域水道企業団 ・奈良県 ・香川県 ・福岡県宗像地区事務組合 【福島県双葉地方水道企業団】 	<p>(水質管理センターの共同設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県広域水道企業団他 ・大阪府広域水道企業団他 【岐阜県、多治見市、可児市】 【福岡地区水道企業団他】 	<p>(配水池の共同管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 【北海道石狩東部水道企業団他】 	
③ 連携中枢都市圏又は 定住自立圏の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県秩父広域水道企業団 			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県会津若松市、湯川村 ・新潟県柏崎市、刈羽村 ・北九州市、水巻町 		<p>(管理等の包括委託)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市、宗像地区事務組合 <p>(維持管理の受け皿組織)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県((株)水みらい広島) 	<p>(事務・水道料金徴収業務の共同委託)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山形県長井市他 ・茨城県かすみがうら市、阿見町 <p>(総務システムの共同利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県須崎市他 <p>(水質検査の共同実施・委託)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県南広域水道企業団他 ・宮崎県小林市他

広域化の事例と効果額(事業統合:① 水源・水系が共通)

群馬東部3市5町の水道事業の広域化(水源共通・水平連携)

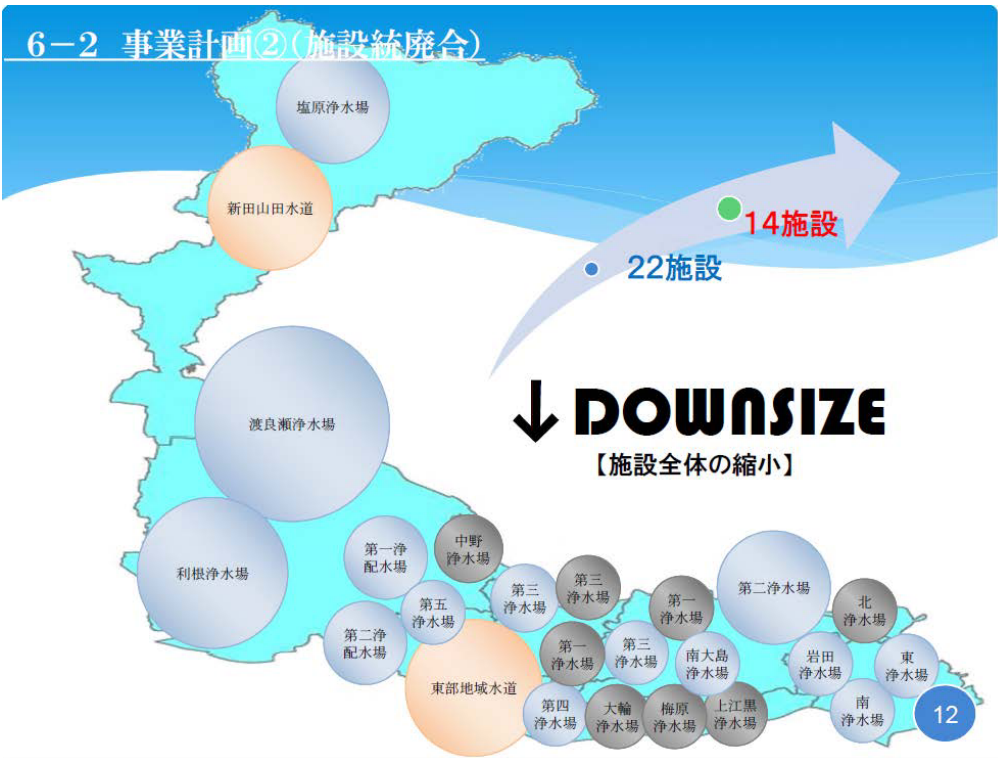
概要	水資源の広域的利用や重複投資を避けた施設の合理的利用により、財政面や技術面の強化を図る目的で末端給水を行う3市5町が事業統合し、群馬東部水道企業団として事業を開始。 (H22から検討開始。H28.4.1事業開始)
給水人口	455,078人 (H28)
広域化効果額	<ul style="list-style-type: none"> 人件費及び維持管理費：約25億円減 (H28～H36) <u>3.1億円/年</u> 浄水場：8施設減 (22→14) に伴う施設更新需要：約16.9億円減 (10年間) <u>1.7億円/年</u> ⇒計4.8億円/年 (経常費用の約5.8%)

平成26年度末時点 人口単位:人 収益単位:千円

団体名	給水人口	事業収益
太田市	218,448	5,039,258
館林市	76,053	1,832,973
みどり市	48,508	1,106,318
板倉町	14,990	346,049
明和町	10,964	235,295
千代田町	11,203	270,539
大泉町	39,460	724,875
邑楽町	25,454	530,206
合計	445,080	10,085,513

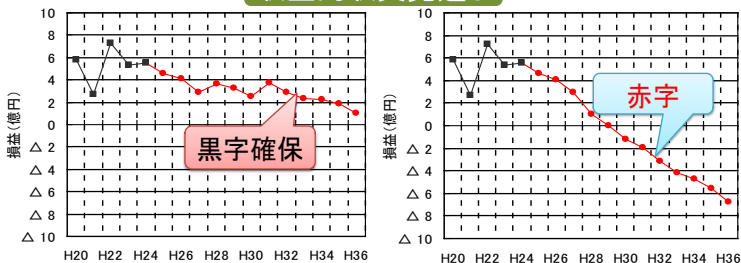


- 太田市
- 館林市
- みどり市
- 板倉町
- 明和町
- 千代田町
- 大泉町
- 邑楽町



財政シミュレーション

収益的収支見通し



広域化ケース

単独ケース(東部合算値)

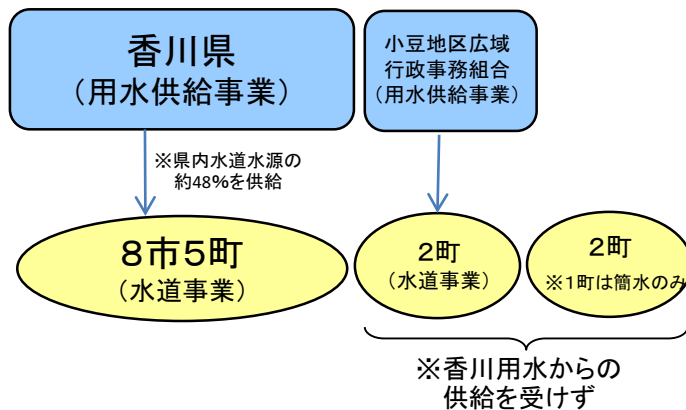
⇒ 広域企業団経営により、平成36年度まで黒字経営維持

広域化の事例と効果額(事業統合:②) 用水供給事業者と末端給水事業者)

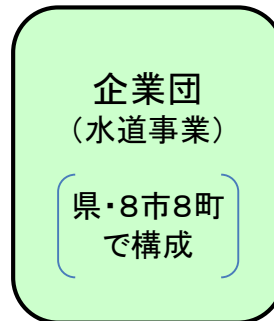
香川県内における水道事業広域化(用水供給と末端給水の垂直統合)

概要	香川県と県内16市町(※全市町数17)で用水供給事業と末端給水事業の統合し、H29年11月に企業団を設立。H30年度からの事業開始予定。(香川用水を活用した水源の一元管理及び円滑な水融通)。
給水人口	968,873人(H28)
広域化効果額	以下により運営費等954億円減(H28~H55)(34億円/年(経常費用の14.1%)) ・職員数:104名減(H26~H38)(562人→458人) ・浄水場:29施設減(55→26) (H26.10「基本的取りまとめ」時の分析)

<現況>

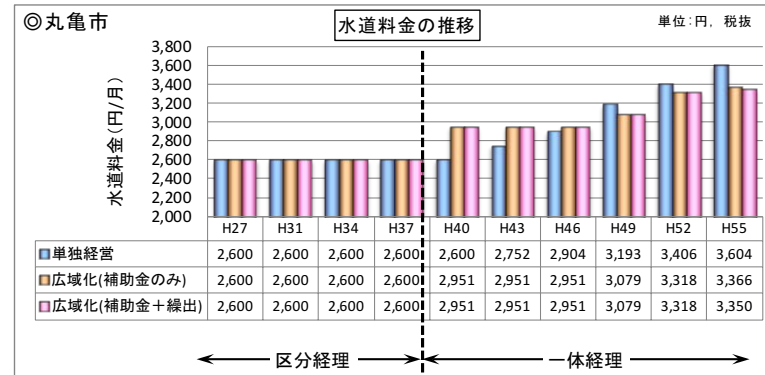
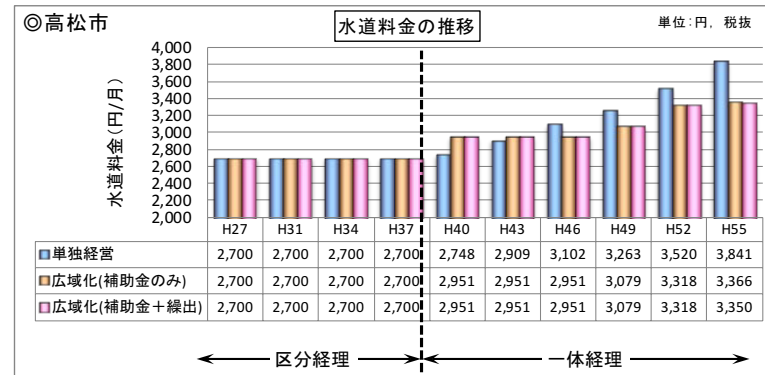


<H30~>



※1町は参加せず(岡山県側から送水)

◆事業体別水道料金のイメージ(H28年3月現在)



広域化の事例と効果額(事業統合:③ 連携中枢都市圏又は定住自立圏の活用)

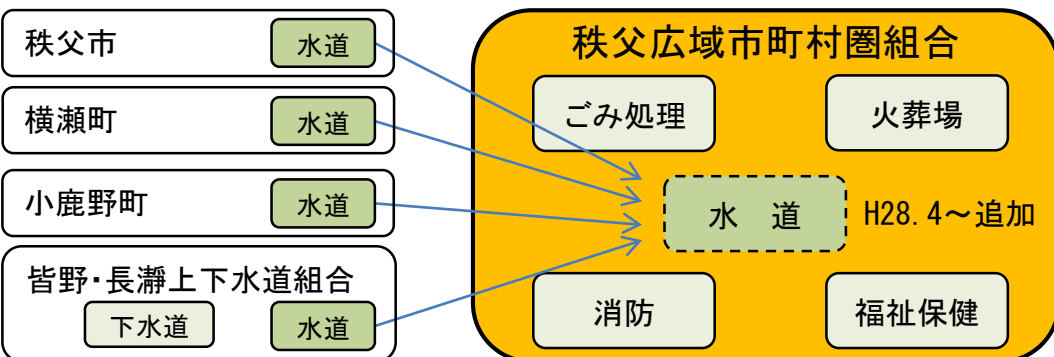
定住自立圏を活用した秩父地域の水道事業の広域化(水平統合)

概要	定住自立圏を活用し、秩父市を中心市とし、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町により、H28.4から水道の広域化を実施。既に設置している秩父広域市町村圏組合の1事務として実施。
給水人口	100,237人 (H28)
広域化効果額	<p>広域化による施設の統廃合による更新需要の減及び管路接続等の施設整備費用の増</p> <ul style="list-style-type: none"> ：▲119億円 (2.4億円/年) (経常費用の9.3%) ・ 広域化による施設の統廃合 (取水施設：47→32箇所 (▲15) ・ 浄水場：41→26箇所 (▲15)) により、更新需要：▲232億円 (50年程度) ・ 広域化に伴う施設整備費用：113億円 <p>※ 人件費の減 (職員数：50人→H38：33人 (▲17人)) の効果額を50年程度で74億円を見込んでいるが、同時に委託費が増額となること (額不明) も見込んでいる。</p>

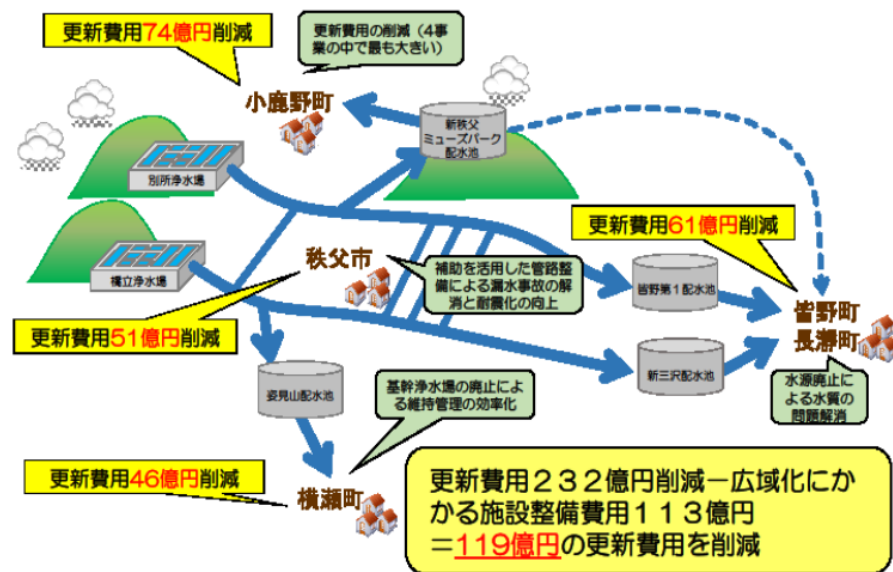
[定住自立圏の取組]

- H21.3 秩父市中心市宣言
- H21.9 定住自立圏形成協定締結
- H22.3 ちちぶ定住自立圏共生ビジョン策定
- ⋮
- H27.3 秩父地域水道事業広域化基本構想・基本計画策定<アセットマネジメントによる検証>
- H28.4 事業統合 (水平統合)

[イメージ]



～秩父市の基幹浄水場を中心とした統廃合～



広域化の効果額(事業統合以外)

① 施設の協同設置・利用を行った団体

団体名	給水人口 (H28)	協同設置・ 利用した施設	投資節減 効果額 (a-b)	単独整備の 場合の費用(a)	協同設置により 必要となった施設整備(b)
青森県十和田市、 秋田県小坂町	計61,662人 〔十和田市61,343人 小坂町319人(簡水)〕	浄水場・配水池の 協同利用	160百万円	180百万円 (浄水場・配水池を更新し た場合)	20百万円 (送水管等)
岐阜県(用水供給)・ 多治見市・可児市	計213,018人 〔多治見市112,099人 可児市100,919人〕	配水池の 協同設置	100百万円	1,500百万円 (単独整備の場合)	1,400百万円 (協同整備の場合)
福岡県久留米市・ 大木町	計287,760人 〔久留米市273,615人 大木町14,145人〕	配水池の 協同設置	412百万円	1,756百万円 (単独整備の場合)	1,344百万円 (協同整備の場合)
山口県周南市・ 光市	計287,760人 〔周南市128,761人 光市48,938人〕	浄水場の 協同利用	60百万円	1,400百万円 (周南市の浄水場を更新 した場合)	1,340百万円 (送水管等)
福岡県大牟田市・ 熊本県荒尾市	計165,132人 〔大牟田市113,797人 荒尾市51,335人〕	浄水場の 協同設置	700百万円	4,400百万円 (単独整備の場合)	3,700百万円 (協同整備の場合)

② システムの協同整備を行った団体

団体名	給水人口 (H28)	協同整備内容	投資節減効果額 (a-b)	単独整備の場合の 費用(a)	協同設置により必要 となった施設整備(b)	運営費の削減額 (単年度)
高知県須崎市、 四万十市、中土佐町	計51,756人 〔須崎市19,687人 四万十市25,000人 中土佐町7,069人〕	水道料金 システム	6.3百万円 (20百万円/年)	19.7百万円 (単独整備の場合)	13.4百万円 (共同整備の場合)	4百万円 (単独)7百万円 (協同)3百万円

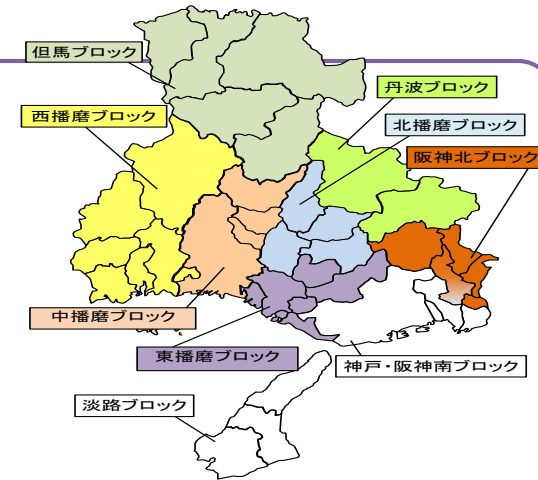
都道府県主導による水道事業の広域化の推進

- 広域化を推進していくためには、市町村を包括する広域団体である都道府県が、広域的な視点から積極的な役割を果たすことが極めて重要。
- そのため、水道事業における都道府県単位の広域化検討体制の構築について、各都道府県へ要請(28年2月)。
⇒ 46道府県(※)において広域化検討体制設置(29年3月) (※)既に広域化を行った東京都を除く
- 道府県ごとの検討体制における先進的な取組について各都道府県へ情報提供するなど、広域化に係る検討状況をフォローアップし、他団体の取組の周知等により更なる検討を促すことにより、広域化に向けた取組を支援。

<道府県の具体的な取組例>

兵庫県の取組

- ・ 有識者・市町長等が参画する「水道事業のあり方懇話会」を設置し、スケールメリットの創出につながる広域連携が有効な選択肢の一つであるとの提言を取りまとめ(29年3月)。
- ・ この提言を踏まえ、県内を9ブロックに区分し、ブロック単位で広域連携について検討開始。
- ・ 各ブロックの検討に当たって、総務省「公営企業経営支援人材ネット事業」を活用し、議題の抽出にアドバイザーの指導・助言を受けながら進めることで議論を効率化。
- ・ 県が一括してアドバイザーとの調整窓口を担い、議論に必要な施設状況等の情報を整理。
- ・ 今後、アドバイザーから提出された具体的な広域連携の手法案に基づき、各ブロックにおいて実施の可否について議論を進める予定。



奈良県の取組

- ・ 広域化に向けた検討状況について定期的に「奈良県・市町村長サミット」で報告するとともに、小圏域単位(磯城郡3町や五條吉野エリアなど)で首長レベルの懇話会を開催。
- ・ 平成29年10月に「県域水道一体化の目指す姿と方向性」を取りまとめ、10年以内のできるだけ早い時期に以下の二つの方向性を提示。
(ア) 上水道の経営統合を目指す(県が行う用水供給事業と市町村が行う末端給水事業を統合(垂直統合))
(イ) 県南部エリアにおける簡易水道事業の業務支援を行う受皿組織を設立

その他の取組例

- ・ 県が独自に経営状況等のシミュレーションを実施(神奈川県・広島県・徳島県・大分県・沖縄県)。
- ・ そのほか、20道県においてブロック(圏域)を設定し、広域化に向けた取組を検討中。